

被災した方の国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険について

●台風19号で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で、次の①～⑤のいずれかに該当する旨を申告すれば、窓口での支払いは不要です。(令和2年1月末まで)

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
※り災証明書の提示は必要なく、窓口で口頭で申告してください
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方



●佐野市の介護保険被保険者の方で、条件の①～⑤に該当する方は、ケアマネージャーや介護サービス事業所等にその旨口頭で申告すれば、サービス利用料（自己負担割合分）の支払いが猶予・免除になります。(令和2年1月末まで)

※免除できるのは介護サービス利用料の利用者自己負担割合分のみで、食費・居住費や限度額を超えてサービスを利用した分は支払う必要があります

※令和2年2月以降については国からの通知があり次第、市ホームページでお知らせします

●被災により、被保険者証・負担割合証を紛失または自宅などに残して避難されている方は、氏名や住所等を介護サービス事業所等に伝えれば、被保険者証等がなくても介護サービスを受けることができます。

この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口で申告した内容について、後日、確認する場合がありますので、領収書、り災証明等の書類の保管をお願いします。

■問合せ＝国民健康保険について	医療保険課国保係 ☎(20)3024
後期高齢者医療について	いきいき高齢課長寿医療係 ☎(20)3021
介護保険について	介護保険課介護サービス係 ☎(20)3022

※一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免について

このたびの台風19号により被害を受けた方は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料が、一定の条件により減免となります。

減免の対象となる保険税・保険料は令和元年度分のうち第4期(10月年金特別徴収分)以降のものです

●居住する住宅が床上浸水以上の浸水があった方

減免の割合：床上浸水・半壊・大規模半壊の場合⇒2分の1
全壊の場合⇒全額

※減免を受けるには、り災証明書を添付(コピー可)して減免申請書の提出が必要です。国民健康保険税・介護保険料は市役所1階市民活動スペース(災害見舞金等受付会場)で、後期高齢者医療保険料はいきいき高齢課窓口で受付します(郵送により提出可)

●被災により事業などの収入が著しく減少したとき、一定の条件により減免となる場合がありますのでご相談ください

※減免申請書にくわえて、詳しい状況の添付資料を提出していただきます。

詳しくはお問い合わせください

■問合せ＝国民健康保険税について	市民税課税政係 ☎(20)3007
後期高齢者医療保険料について	いきいき高齢課長寿医療係 ☎(20)3021
介護保険料について	介護保険課保険料係 ☎(20)3022



※【予】と記載のある相談は、予約が必要です

各種相談ガイド

12月3日(火)～26日(木)

相談名	日時	会場	問合せ
育児相談	12月11日(水)午前9時～11時	佐野市保健センター	健康増進課 ☎(24)5770
【予】こころの健康相談	12月19日(木)心理士 午後1時30分～	佐野市保健センター	
消費生活相談	月～金曜日 午前9時～午後4時 ※多重債務の相談なども受付中	消費生活センター (5階交通生活課内)	消費生活センター ☎(20)3015
市民相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	交通生活課(5階)	交通生活課 ☎(20)3014
外国人相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※通訳が必要な方は事前にご連絡ください		
【予】弁護士無料法律相談	12月10日(火)午後1時30分～3時30分 ※予約受付は12月2日(月)午前9時～	万葉の里城山記念館	
	12月17日(火)午後1時30分～3時30分 ※予約受付は12月2日(月)午前9時～	田沼中央公民館	
合同相談 ※交通事故・消費生活・ 行政相談・宅地建物相談 ※交通事故相談のみ事前 予約制です	12月3日(火)午後1時30分～4時 ※交通事故・宅地建物相談は行っていない	葛生地区公民館	
	12月13日(金)午後1時30分～4時 ※交通事故相談の予約は12月9日(月)まで	交通生活課(5階)	
特設行政相談	12月18日(水)午前11時～午後2時	イオンモール 佐野新都市1階	総務省栃木行政監視行政 相談センター ☎028(634)4680
教育相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	教育センター	教育センター ☎(20)3048
青少年の悩みごと相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	少年指導センター (3階生涯学習課内)	少年指導センター ☎(20)3061
児童福祉・女性相談・ 母子父子家庭、寡婦の相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	家庭児童相談室(2階)	家庭児童相談室 ☎(20)3002
【予】女性の再就職相談会 (託児あり)	12月20日(金)午前10時～正午	男女共同参画推進セン ター (パレットプラザさの) ※田沼行政センター2 階	人権・男女共同参画課 ☎(61)1140
【予】女性のためのカウン セリング相談	12月5・19日の木曜日 午前10時～11時50分 ※第1木曜日は午後1時10分～2時も実施		
女性相談	12月26日(木)午前9時30分～午後4時		
困りごと・人権相談	12月19日(木)午後1時30分～4時 ※受け付けは午後3時まで	601会議室 (市役所6階)	
特設困りごと・人権相談	12月4日(水)午後1時30分～4時 ※受け付けは午後3時まで		
隣保館定例相談 (弁護士無料法律相談)	12月24日(火)午後1時30分～3時30分 ※受け付けは午後1時～2時	隣保館	隣保館 ☎(22)7513
★そのほか、隣保館では教育・福祉、健康、住宅・年金・納税、就労・人権などの 相談をお受けします。日程などは、直接お問い合わせください			
障がいのある方の相談 とちのみおたすけコール	平日午前8時30分～午後5時30分 ☎(24)5759 上記時間以外の緊急の相談 ☎080(4073)5799※24時間対応		障がい者相談支援センター みどり ☎(24)5759
精神に障がいのある方の 相談支援	月～金曜日 午前9時～午後6時	相談支援事業所さの	相談支援事業所さの ☎(21)6811
精神保健福祉相談(要予約)	月～金曜日 午前8時30分～(保健師) 12月20日(金)午後1時30分～(精神科医)	安足健康福祉センター (足利市)	安足健康福祉センター ☎0284(41)5895
【予】難病に関する相談・支援	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時	とちぎ難病相談支援セ ンター(宇都宮市)	とちぎ難病相談支援センター ☎028(623)6113
【予】出張ポラリス☆とちぎ 相談(子ども若者・ひきこ もり相談)	12月20日(金)午前9時～正午	障がい福祉課(2階)	障がい福祉課 ☎(20)3025

